

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づき、人事院規則二一一〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十月二十五日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則二一一〇—七

人事院規則二一一〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一一〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（官民人事交流法の対象とする法人）	（官民人事交流法の対象とする法人）
第四条 官民人事交流法第二条第二項第四号の人	第四条 官民人事交流法第二条第二項第四号の人

事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 信用協同組合及び信用協同組合連合会

二(十二) (略)

(民間企業の部門との交流派遣の制限)

第十九条 交流派遣をしようとする日前五年間に

係る年度のうちいづれかの年度において、交流

派遣予定職員の派遣先予定企業（第四条第四号

から第十二号までに掲げる法人に限る。）に、

その事業による収益の主たる部分を次に掲げる

もの（第二十五条、第三十一条第二項第二号及

び第三号並びに第四十二条第二項第二号及び第

三号において「国等の事務又は事業の実施等」

事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

（新設）

一(十一) (略)

(民間企業の部門との交流派遣の制限)

第十九条 交流派遣をしようとする日前五年間に

係る年度のうちいづれかの年度において、交流

派遣予定職員の派遣先予定企業（第四条第三号

から第十一号までに掲げる法人に限る。）に、

その事業による収益の主たる部分を次に掲げる

もの（第二十五条、第三十一条第二項第二号及

び第三号並びに第四十二条第二項第二号及び第

三号において「国等の事務又は事業の実施等」

という。）によつて得てゐる部門がある場合には、当該部門の業務に従事させるために当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。

一（三）（略）

（民間企業の部門との交流採用の制限）

第二十五条 交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流採用予定者の所属する民間企業（第四条第四号から第十二号までに掲げる法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を国等の事務又は事業の実施等によつて得てゐる部門がある場合には、当該年度において当該部門に所属

という。）によつて得てゐる部門がある場合には、当該部門の業務に従事させるために当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。

一（三）（略）

（民間企業の部門との交流採用の制限）

第二十五条 交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流採用予定者の所属する民間企業（第四条第三号から第十一号までに掲げる法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を国等の事務又は事業の実施等によつて得てゐる部門がある場合には、当該年度において当該部門に所属

したことがある当該交流採用予定者の交流採用をすることができない。

(交流派遣の実施に関する計画の認定)

第三十一条 (略)

2 任命権者は、第四条第四号から第十二号までに掲げる法人に交流派遣をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流派遣に係る計画書類に記載しなければならない。

一～三 (略)

(交流採用の実施に関する計画の認定)

第四十二条 (略)

2 任命権者は、第四条第四号から第十二号まで

したことがある当該交流採用予定者の交流採用をすることができない。

(交流派遣の実施に関する計画の認定)

第三十一条 (略)

2 任命権者は、第四条第三号から第十一号までに掲げる法人に交流派遣をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流派遣に係る計画書類に記載しなければならない。

一～三 (略)

(交流採用の実施に関する計画の認定)

第四十二条 (略)

2 任命権者は、第四条第三号から第十一号まで

に掲げる法人に所属する者の交流採用をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流採用に係る計画書類に記載しなければならない。

一～三 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

に掲げる法人に所属する者の交流採用をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流採用に係る計画書類に記載しなければならない。

一～三 (略)